

「非課税口座約款」新旧対照表

令和5年10月20日改正

令和5年10月

(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、長岡信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号<u>および第6号</u>に規定する非課税上場株式等管理契約<u>および特定非課税累積投資契約</u>の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための決めです。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>原則12月25日（休日は翌営業日）</u>までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」<u>に加えて</u>「非課税口座廃止通知書」<u>または</u>「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>	<p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、長岡信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号（<u>追加</u>）に規定する非課税上場株式等管理契約（<u>追加</u>）の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための決めです。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）</u>までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」<u>および</u>「非課税口座廃止通知書」<u>もしくは</u>「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要</p>

新	旧
<p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基団となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられていたとき。</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられることとなっていたとき。</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>に株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」）のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。)の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または<u>非課税管理勘定もしくは累積投資勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基団となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられていたとき。</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられることとなっていたとき。</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定または累積投資勘定</u>に株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」）のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。)の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p>

新	旧
<p>きません。</p> <p>(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</u>を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) (略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>非課税口座に該当しないこととなった口座に設定していた特定累積投資勘定に投資信託の受入れを行っていた場合には、一般口座に受け入れたものとして、購入時手数料を投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。</u></p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(略)</p> <p><u>3の2. 特定累積投資勘定の設定</u></p> <p>(1) <u>申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p>	<p>(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定</u>が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定</u>を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ <u>（追加）</u></p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(同左)</p> <p><u>（追加）</u></p>

新	旧
<u>3の3. 特定非課税管理勘定の設定</u>	<u>(追加)</u>
<u>申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は上記3の2の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</u>	
4. 非課税管理勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理	4. 非課税管理勘定 <u>(追加)</u> における処理
(1) (略)	(1) (同左)
(2) <u>特定非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。</u>	<u>(追加)</u>
5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲	5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲
(略)	(同左)
<u>5の2. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</u>	<u>(追加)</u>
<u>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第1項第2号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</u>	
<u>① 上記3の2. (2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込み</u>	

新	旧
<p>により取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託</p> <p>5 の 3. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得する投資信託で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入れた投資信託の取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。）</p> <p>イ. 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</p> <p>ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託</p>	(追加)

新	旧
<p>(2) <u>特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。</u></p> <p>① <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、投資信託および投資法人に関する法律第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>② <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3号の定めがあるものの以外のもの</u></p> <p>6. 非課税口座を通じた取引</p> <p>(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、<u>以下の①から④に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。</u></p> <p>① <u>上記5.①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円（上記5.②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超える場合</u></p> <p>② <u>上記5の3.①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合または当該投資信託を当該特定累積投資勘定に</u></p>	<p>6. 非課税口座を通じた取引</p> <p>(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。）。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、<u>上記5.①イ.およびロ.により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の投資信託については、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（追加）。</u></p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p><u>受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p><u>(3) 上記5の4.(1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合または同項①イ.もしくはロ.に該当する場合</u></p> <p>(2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を<u>譲渡</u>するときには、その旨<u>および非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託を譲渡するかを明示</u>していただく必要があります。なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を<u>譲渡</u>する場合において、当該投資信託を非課税口座<u>の同一勘定</u>で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから<u>譲渡</u>することとさせていただきます。</p> <p><u>(3) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。</u></p> <p><u>① 他年分非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合</u> <u>分配金再投資による追加取得分については、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。</u></p> <p><u>② 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合</u> <u>分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け</u></p>	<p>(2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を<u>換金</u>するときには、その旨<u>の明示を行って</u>いただく必要があります。なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を<u>換金</u>する場合において、当該投資信託を非課税口座<u>（追加）</u>で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから<u>換金</u>することとさせていただきます。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>入れます。ただし、上記(1)②に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。</u></p> <p><u>③ 特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合</u></p> <p><u>分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受けれます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。</u></p> <p><u>(4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定において、2023年12月末時点での定期定額購入取引に係る契約の申込みをしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。2024年以降の定期定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合には、2023年11月末日までに当金庫へお申し出ください。</u></p> <p><u>① 非課税管理勘定を利用した定期定額購入取引に係る契約について</u></p> <p><u>イ. 当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象の投資信託（上記5の3.(2)に該当しない投資信託をいいます。）である場合、その年の特定非課税管理勘定を利用した定期定額購入取引に係る契約として継続されます。</u></p> <p><u>ロ. 当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象外の投資信託（上記5の3.(2)に該当する投資信託をいいます。）である場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）を利用した定期定額購入取引に係る契約として継続されます。</u></p> <p>7. 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定、<u>特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定</u>において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p>	<p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>7. 譲渡の方法</p> <p>非課税管理勘定 <u>（追加）</u>において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p>

新	旧
(1) (略)	(1) (同左)
(2) <u>申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかつたものであつて、特定累積投資勘定に受け入れられた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあつたものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあつた場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</u>	(追加) <u>(追加)</u>
(3) <u>申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかつたものであつて、特定非課税管理勘定に受け入れられた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあつたものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、申込者（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあつた場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。</u>	
9. 非課税管理勘定終了時の取扱い	9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

新	旧
(1) (略) (2) (略) <u>(削除)</u>	(1) (同左) (2) (同左)
<p>① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 11月末までに当金庫に対して 租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があつた場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への 移管</p> <p>② 上記① <u>(削除)</u> に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>	<p>① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに当金庫に対して上記⑤. ②の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② 申込者から非課税管理勘定の終了する年の原則 11月末までに当金庫に対して 租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があつた場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ 上記①および②に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>10. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>① 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2. (1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（申込者が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>② 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第18条の15第6項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所</p>	

新	旧
<p>② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（上記(1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きます。）には、当該確認期間の終了日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><u>1.1. 届出事項の変更</u> (略)</p> <p><u>1.2. 契約の終了</u> (略)</p> <p><u>1.3. 免責事項</u> 申込者が上記<u>1.1.</u> の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。</p> <p><u>1.4. 合意管轄</u> (略)</p> <p><u>1.5. 約款の変更</u> (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>2023年10月</u>改訂)</p>	<p><u>1.0. 届出事項の変更</u> (同左)</p> <p><u>1.1. 契約の終了</u> (同左)</p> <p><u>1.2. 免責事項</u> 申込者が上記<u>1.0.</u> の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。</p> <p><u>1.3. 合意管轄</u> (同左)</p> <p><u>1.4. 約款の変更</u> (同左)</p> <p style="text-align: right;">以 上 (<u>令和3年4月</u>改訂)</p>